

大阪市立田辺小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、関係小中学校との連携を図りつつ「田辺小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組み

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第1条、第3条および第13条を踏まえ、いじめを許さない学校づくりを進めるために、いじめについて考える日をはじめ、あらゆる機会をとらえて児童の意識改革を図り、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な校内の取り組みを充実させる。

② いじめの未然防止・早期発見のための取り組み

いじめの未然防止・早期発見のため、「学校安心ルール」などの活用を図り、児童どうしが互いを認め合える集団づくり、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる雰囲気づくり、すべての児童が安心かつ安全に学校生活を送ることができる教職員体制の確立を前進させる。

③ 家庭や地域と積極的に連携する取り組み

地域や家庭に対して、いじめに関する問題の認識を広めるとともに、地域や家庭との緊密な連携と協力を強める。また、関係小学校や接続中学校との連携関係をさらに深め、協力して取り組んでいく。

3. いじめの未然防止についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

本校策定の「基本方針」に基づき、授業の改善を図るために以下に進める。

○基礎・基本の定着

深い教材研究、児童の実態把握、周到な計画と指導法の工夫と改善を行う。

○主体的に学び考える子どもの育成（自己教育力）

- ・ 「教えて考えさせる授業」から「自ら学ぶ」授業への工夫。
- ・ 「学び方を学ぶ」授業を発展させて「学ぶ力を育てる」授業をめざす。
- ・ 学力向上の源、主体的な学習の原動力である「学習意欲を向上」させる授業を展開する。
- ・ わかる、できる喜びを味わわせる学習指導法を追究する。
- ・ 減点主義ではなく、加点主義の見方で子どもを認め育てる。
- ・ 「生活科」「総合的な学習の時間」「外国語活動」など体験的な学習を推進する。

○授業形態の工夫

- ・ 「協働的な学び」を大切にし、個の力、集団の力を高める。
自力解決＜隣の人と＜グループ＜少人数＜習熟度別＜課題別＜T T ＜一斉学習
- ・ 話し合い活動、ディベート、ロールプレイ、グループワーク 等
- ・ I C Tを活用した授業の実践

○学校生活のあらゆる機会をとらえて、豊かな「表現力」「伝え合う力」の育成

- ・ 人と人とのかかわりを創る。
- ・ 意図的で必然的な表現活動を各教科、総合的な学習の時間、特別活動を通して実践する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

本校策定の「基本方針」に基づき、児童の自己有用感の高揚を図るために以下のように進める。

- 横並びの平等ではなく、一人一人の生活背景や個の実態に応じた指導と教育的配慮をすすめる。
- さまざまな立場や生活背景等を有した子どもたちが、共に生活していることを常に意識し、指導の観点から抜けないようにする。
- 一人一人の子どもが集団の一員としての自覚と集団への所属感や連帯感をもち、互いに違いを認め合い、高め合う自立的で差別のない集団を育成する。
- 友人関係や集団づくり、社会性の育成などを進めるために、社会見学や遠足などの「体験的な学習」の取り組みの充実や、学級・学年活動、たてわり班活動などの形態の工夫を図り、児童自らが主体的に気づき、経験できる機会を積極的にすすめる。
- 「自分は人のために役に立つ」「大切に思ってくれる人がいて満足している」などをあらゆる教育活動のなかで体験、実感させ、児童の自尊感情を育てていく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

本校策定の「基本方針」に基づき、いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成を図るために以下のように進める。

- 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させる。
- 社会における規範やきまりを守ることの意義などを指導し、規範意識の醸成と道徳性や社会性の伸長を図る。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。また、いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に実態把握を行い、対応する。

- 「いじめ防止対策推進法第23条」を踏まえ、児童の細かな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有するために、教職員間の情報交換に努めるとともに、保護者との連携を密にし、相談体制の強化を図る。
- 情報については、定期的に実施する「いじめアンケート」のほかに、児童が教職員に相談しやすい信頼関係づくりや雰囲気づくりに努める。また、児童や保護者に対して、関係諸機関の「いじめ相談窓口」の周知を行う。
- 当事者である児童の保護者からだけではなく、他の保護者や地域からの情報も積極的に収集するために、「家庭訪問」「個人懇談会」や「学級懇談会」、「P T A」「地域見守り隊」「はぐくみネット」「学校協議会」などからの情報収集に努める。
- 児童の情報については、毎月開催の「職員会議」、毎週開催の「学年研修会」、「職員打ち合わせ会」、隨時開催の「スクリーニング会議Ⅰ」「校内サポート委員会」により、教職員間での情報交換を定期的に行う。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①いじめの情報（気になる情報）のキャッチ

- ・報告を受けたものが自分で解決しようとするのではなく、情報を共有化するなど組織で対応する。



②対応チームの編成

- ・管理職、生活指導部長、人権教育主担、学年主任、担任、養護教諭など事案に応じて柔軟に対応する。



③対応方針の決定・役割分担

- ・ 情報の整理・・・態様、関係者、被害者、加害者、特徴
- ・ 対応方針・・・緊急度の確認、事情聴取の際の留意事項の確認
- ・ 役割分担・・・被害者からの事情聴取と支援体制、加害者からの事情聴取と指導体制、周囲の児童と全体への指導体制、保護者への対応担当、諸機関への対応担当など
- ・ 情報の共有・・・全教職員への伝達



④ 事実の究明と支援・指導

- ・ 事実の究明・・・状況やきっかけなどをじっくり聞き事実に基づく指導を行う。聴取は、被害者→周囲にいるもの→加害者の順に行う。必ず複数で聴取するようとする。



⑤ いじめの被害者、・周囲の児童・加害者への指導

- ・ 被害者への対応・・・いかなる理由があっても徹底していじめられた子どもの味方になる。担任を中心に、子どもの自己肯定感を回復するために、認め、励ましながら、じっくり話を聞く。
- ・ 加害者への対応・・・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかについて内省させる。被害者のつらさに気づかせ、いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁をさせない。
- ・ 周囲の児童・傍観者への指導・・・いじめは、学級や学年全体の問題として対応していく。周囲ではやしたり傍観したりしていたものも関係者ととらえさせる。いじめの事実を告げることは「告げ口」ではなくつらい立場の人を救うことであり、人権と命を守る、人として当たり前の行動であることを伝える。

★保護者との連携を密にし、必ずこまめに家庭訪問をして事実を、詳細かつ正確に伝える。保護者への子育てへの非難は絶対にしてはいけない。

★ネット上のいじめに対しては、書き込みや画像の削除・チェーンメールへの対応等、

具体的な解決方法について保護者に周知するとともに、家庭と連携して取り組む。また、学校と家庭だけでは解決が困難な事例については、『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用して、関係諸機関と連携しながら早期解決に取り組む。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

いじめ対策委員会	
構成員	校長（長）・教頭・教務主任・生活指導部長・人権教育主担・学年主任・養護教諭 他
内容	① いじめ対策の全体計画の検討・実施・点検 ② スクリーニング会議Ⅰ・Ⅱ ③ 記録の集積

関係機関

- ・ 教育委員会
- ・ 子どもサポートネット
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 子ども相談センター
- ・ 警察
- ・ 医療機関 など

校内研修

- ・ 授業力向上
- ・ 教育相談研修
- ・ いじめ理解や防止に関する研修 など

例 1

例 2

いじめ対応 A チーム
・ 学年主任 ・ 担任
・ 生活指導部長
・ 管理職

いじめ対応 B チーム
・ 学年主任 ・ 担任
・ 生活指導部長 ・ 養護教諭
・ 管理職 ・ スクールサポート推進員

道徳部会・人権教育部会 特別活動部会 他
・ いじめの未然防止に向けた授業
・ 児童の自主的活動

※いじめ対応チームは
事案によって柔軟に
編成する。

いじめの実態把握

- ・ いじめに関するアンケート
- ・ 個人面談 など

【年間計画】

<調査等>

○児童対象いじめアンケート調査 年3回（学期ごと）

○保護者対象聞き取り調査 年2回（学期末懇談時）

○学級担任による教育相談・聞き取り調査 適宜実施
<研修会>

○人権教育にかかる研修会 学期 1 回実施

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- 学校だよりやホームページなどで、人権教育やいじめに対する学校の取り組みについての情報発信と啓発を積極的に推進する。
- 学校協議会やPTA役員会、実行委員会で現状報告を行い、地域、保護者の理解と協力を求める。

(3) 取組内容の検証

- 「いじめ対策委員会」にて指導方法や事後の状態について検証し、指導や支援の方針についての改善を図る。
- 「運営に関する計画」の道徳心・社会性の育成との関連を検証し、中間評価・最終評価でも確認する。

7. 重大事案への対処

(1) 報告および対応

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査と対応を行う。
- 学校の対応としては、事実を隠すことなく、事態の混乱を招かないように窓口を一本化し、誠実な対応を心がける。

(2) 調査組織の設置と事実関係の明確化

- 学校および教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査を行うために、速やかに「いじめ対策委員会」を設置する。
- 調査に当たっては、因果関係の特定に急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに明らかにすることに努める。

(3) 調査結果の提供および報告

- 学校および教育委員会は、明らかになった事実については、窓口となる担当者を通して発信する。特に、被害児童およびその保護者に対しては適切な情報提供を心がける。
- 調査結果については、被害児童およびその保護者の所見を添え、校長を通じて教育委員会に報告する。